

経 済 要 録

国 内

◆非課税貯蓄制度の限度管理適正化について

昭和61年1月以降、非課税貯蓄制度の限度管理適正化を図るため、3月29日に租税特別措置法および所得税法が改正されたが、これに伴い、事務手続や本人確認書類等の細目を盛り込んだ政令が5月14日、閣議決定された。また、同政令等に基づいた関連省令もこのほど定められた。その概要は以下のとおり。

▼既往預入分の取扱いについては、61年1月1日以降従前に提出された申告書に基づく最初の預入の際、所定の本人確認および新申告書の提出を行うことになっているが、次のものについては経過措置として特例扱い(新申告書の提出猶予)が認められている。

① 自動継続定期……第2回目の継続時または66年1月末のいずれか早い時期まで新申告書の提出を猶予。

② 普通預金等(マル優)

但し、(イ) 現金、小切手以外の入金
(ロ) 給与振込
(ハ) ATMによる入金
に限定。

マル優変更申込時の満了時または63年末のいずれか早い時期まで新申告書の提出を猶予。

③ 定期預金(マル優)

但し、(イ) 一定の期日、一定の期間毎に一定金額を反復預入(自動積立等)
(ロ) 普通預金、有価証券等の元本・利子のみ
の振替振込み
等の条件に該当するもの。

▼郵貯の課税対象利子分については、同一人に対する1年間の課税利子合計額が一万円以下である時は、税務署への通知は不要。

▼本人確認書類

- ① 住民票の写し……・住民票の抄本
・住民票の記載事項証明書
・外国人登録済証明書
- ② 印鑑証明書
- ③ 保 険 証……・国民健康保険被保険者証
・健康保険被保険者証
・国家公務員等共済組合の組合員証
・地方公務員共済組合の組合員証
- ④ 手 帳……・国民年金手帳
・厚生年金手帳
・児童扶養手当証書
・身体障害者手帳
・母子健康手帳
- ⑤ 運転免許証

なお、郵貯については郵便貯金本人票および証印を受けた通帳で氏名、生年月日、住所の記載のあるものを本人確認書類とみなす。

▼本人確認書類は、預入するたびに提出するのを原則とするが、取扱郵便局や金融機関がこれら公的書類をもとに非課税貯蓄利用者帳簿を作成し、完備している場合には、その後の預入の際の本人確認は省略が可能。

◆市場金利連動型預金(MMC)未消化枠のCD発行枠への流用に関する大蔵省通達等について

大蔵省では5月24日、市場金利連動型預金(MMC)未消化枠の25%を限度にCD発行枠へ流用することを認める(7月1日実施)旨の銀行局長通達および課長事務連絡を発出した。

本措置は、先般のMMC発足時にCDからMMCへの片方向の流用(未消化枠の25%)を認めたものを、今次通達によりMMCからCDへの逆流用も解禁することとしたもの。

◇銀行の転換社債発行および円建銀行引受手形市場創設に伴う経理処理に関する大蔵省通達の改正について

大蔵省は、5月31日、①銀行の転換社債発行に関する所要届出事項、勘定科目の制定、②円建銀行引受手形市場創設に伴う手形売買経理処理の変更、を主な内容とする通達および事務連絡を普通銀行、信託銀行あてに発出した。

今回の主な改正点は以下のとおり。

1. 転換社債関係

○ 普通銀行および信託銀行の業務運営に関する従来の通達中、増資関連部分を転換社債発行を前提とした記述に変更。さらに、転換社債を海外市場における外貨建債に限定するとともに、その調達資金は貸出等営業の原資として使用できない旨を明記。

○ 「転換社債発行届出書」および「転換社債の株式転換届」の様式を制定。

○ 日計表、決算状況表に転換社債に関する勘定科目を新設。

2. 手形売買の経理処理変更

○ 手形割引市場において買入手形を売却した場合の経理について、円建銀行引受手形市場創設を契機に従来の両建方式(負債項目に「売渡手形」を計上)から相殺方式(資産項目から「買入手形」を消去するが、手形裏書人としての立場を明確にするため、負債項目に「支払承諾」、資産項目に「支払承諾見返」を同額計上。但し表紙手形の当初購入金融機関は従来どおり両建方式)に変更するとともに手形の種類別呼称を変更(「複名手形」→「商業手形」、「単名手形」→「貸付手形」、「銀行振出手形」→「表紙手形」、内容的には従来と不変)。

○ 円建銀行引受手形市場取引については、手形割引市場取引に準じて経理。両者の対応関係は次のとおり。

手形割引市場取引	円建銀行引受手形市場取引
商業手形	信用状付円建貿易手形
貸付手形	リファイナンス手形
表紙手形	アコモデーション手形
	輸入決済関係手形
	表紙手形

○ 日計表、決算状況表の「買入手形」、「売渡手形」に「円建銀行引受手形」の内書き欄を新設。

◇金融機関に対する国債ディーリング認可について

大蔵省は5月31日付で、下記の地銀44行、相銀1行、

在日外銀5行の計50行に対し国債等公共債(既発債)の売買(いわゆるディーリング)業務を認可した(実施日は6月1日)。これによりディーリング認可先金融機関は、昨年5月認可の都銀等34行庫および同10月認可の外銀3行を含めて87行庫となった。なお、今回認可先については、当初1年間はディーリング対象債券が残存期間2年未満のものに制限されている。

▽地 銀……北海道、七十七、岩手、東邦、秋田、青森、みちのく、山形、第四、東京都民、北越、山梨中央、武蔵野、千葉興業、北国、福井、駿河、十六、百五、大垣共立、滋賀、南都、紀陽、京都、大阪、泉州、池田、山口、中国、山陰合同、阿波、四国、百十四、伊豫、西日本、佐賀、十八、親和、大分、肥後、宮崎、鹿児島、琉球、沖縄

▽相 銀……福岡相互
(1行)

▽外 銀……マニュファクチャラス・ハノーバー、フランス国立インドスエズ、バンカース・トラスト、ケミカル、モルガン

◇シ団引受国債の売却自粛期間の緩和等について

シ団金融機関が引受けた国債については、従来払込・発行日以降100日程度(払込・発行日から3か月を経過した月の翌月月初まで)の間、売却を自粛する扱いとされてきたが、6月1日からの金融機関によるいわゆるフルディーリングが開始^(注)されるのに伴い、ディーリング認可先金融機関が募残分を商品有価証券勘定で保有する場合には払込・発行日以降40日程度(払込・発行日から1か月を経過した月の翌月月初まで)の間、売却を自粛すること(ただし、募集取扱期間終了後翌月債の募集開始までの間に定価<発行価格>で販売する分については自粛の対象外とする)とされた。なお、上記措置と併せてフルディーリング開始先が募集取扱期間終了後翌月債の募集開始までに定価(発行価格)で販売した引受国債については、募集取扱手数料が支払われる扱いとなった。

(注) 本年6月1日からフルディーリングへ移行するのは、昨年6月からディーリングを実施している金融機関(都銀13行、長信銀3行、信託7行、地銀10行および農中の34行庫)。

◆金融制度調査会答申「金融自由化の進展とその環境整備」について

金融制度調査会(佐々木直会長)は、6月5日、第8回総会を開催し、今後の金融のあり方に関する小委員会がとりまとめた答申案「金融自由化の進展とその環境整備」の報告と、これについての審議を行ったあと、金融制度調査会の答申として正式に決定、竹下大蔵大臣に提出した。その概要は以下のとおり。

第1. 金融自由化の進展と金融環境の変化

1. 金融自由化の進展
2. 金融環境の変化と金融機関業務の拡大・多様化
 - (1) 金融環境の変化
 - (2) 金融機関業務の拡大と多様化
3. 金融自由化の進め方
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 金融自由化の今後の課題
4. 金融自由化と信用秩序維持
 - (1) 信用秩序維持の必要性
 - (2) 信用秩序維持についての基本的考え方

第2. 健全経営の確保と信用秩序の維持

1. 金融自由化に対する金融機関の対応
 - (1) 金融機関の自主的な対応
 - (2) 自己責任による健全経営の確保
2. 経営諸比率指導
 - (1) 健全経営の確保と経営諸比率指導の意義
 - (2) 自己資本の充実を促す指導
 - (3) 流動性を確保するための指導
 - (4) 与信の集中を回避するための規制等
 - (5) 金融機関の経営実態の把握のための方策
3. 金融機関検査等
 - (1) 金融機関検査等の重要性
 - (2) 検査体制の拡充・整備
4. 金融機関の健全性とディスクロージャー
 - (1) 従来の考え方
 - (2) 金融機関の健全経営の確保とディスクロージャーの役割
 - (3) ディスクロージャーの現状と今後のあり方
5. 合併・業務提携
 - (1) 合併
 - (2) 業務提携

第3. 金融機関の経営危機と信用秩序の維持

1. 金融機関の経営危機への対応の基本姿勢
 - (1) 金融自由化の進展と信用秩序の維持

- (2) 緊急時の対応策整備の必要性
 - (3) 緊急時における役割分担
2. 相互援助制度の役割と今後のあり方
 - (1) 相互援助制度の役割
 - (2) 相互援助制度の課題
 - (3) 相互援助制度の今後のあり方
 3. 預金保険制度の役割と今後のあり方
 - (1) 基本的考え方
 - (2) 保険限度額
 - (3) 保険料率
 - (4) 外部借入れ
 - (5) 機能の多様化
 - (6) 労働金庫の加入

◆金融債の応募者利回り引下げ

長期信用銀行3行、東京銀行、農林中央金庫および商工組合中央金庫は、利付金融債の発行条件を次のとおり改定し、6月債から実施した(5月27日発表)。

利付金融債の発行条件

		変更後	変更前
5年もの	表面利率(%)	6.6	6.8
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.600	6.800
3年もの	表面利率(%)	6.4	6.6
	発行価格(円)	100.00	100.00
	応募者利回(%)	6.400	6.600

◆長期貸出最優遇金利の引下げ

長期信用銀行3行、信託銀行7行、生命保険・損害保険各社は長期貸出最優遇金利を次のとおり引下げ、5月28日より実施した(5月27日発表)。

長期貸出最優遇金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
長期貸出最優遇金利	7.5	7.7

◆貸付信託予想配当率および合同運用指定金銭信託予定配当率の引下げ

- (1) 信託銀行7行は、5年もの貸付信託予想配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降募集分から実施した(5月27日発表)。

貸付信託予想配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年のもの	6.62	6.82

(2) 信託銀行7行、大和銀行、琉球銀行および沖縄銀行は、契約期間5年以上の合同運用指定金銭信託予定配当率を次のとおり引下げ、6月6日以降受託分から実施した(5月27日発表)。

合同運用指定金銭信託予定配当率

(単位・年%)

	変更後	変更前
契約期間 5年以上のもの	6.48	6.68

◇政府系金融機関の貸出基準金利引下げ

政府系金融機関は、貸出基準金利を次のとおり引下げ、5月28日から実施した(公営公庫は5月27日から実施)。

政府系金融機関貸出基準金利

(単位・年%)

	変更後	変更前
日本開発銀行	7.5	7.7
北海道東北開発公庫	〃	〃
中小企業金融公庫	〃	〃
国民金融公庫	〃	〃
環境衛生金融公庫	〃	〃
公営企業金融公庫	7.3	7.4
商工組合中央金庫 (組合員貸し)		
1年以上3年以内	7.5	7.7
3年超7年以内	7.8	8.0
7年超	8.0	8.1
(構成員貸し)		
1年以上3年以内	7.8	8.0
3年超7年以内	8.1	8.3
7年超	8.3	8.4

◇住宅ローン金利引下げ

都市銀行、地方銀行、信託銀行および長期信用銀行等は、住宅ローン金利を次のとおり引下げ、固定金利型については6月24日以降新規貸付分から、変動金利型につ

いては6月10日以降新規貸付分からそれぞれ実施した。

住宅ローン金利(固定金利型)

(単位・年%)

	変更後	変更前
都 銀・地 銀	7.68	7.80
長 銀・信 託	7.74	7.86

住宅ローン金利(変動金利型)

(単位・年%)

	変更後	変更前
都 銀・地 銀・信 託	7.5	7.7

◇長期国債等の応募者利回り引下げ

政府は長期国債、政府保証債、公募地方債の発行条件を次のとおり改定し、6月債より実施した(長期国債は5月30日、政府保証債、公募地方債は6月3日にそれぞれ決定)。

国債等の発行条件

		変更後	変更前
長期国債	表面利率(%)	6.5	6.8
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回(%)	6.708	6.842
政府保証債	表面利率(%)	6.6	6.9
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回(%)	6.810	6.942
公募地方債	表面利率(%)	6.6	6.9
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回(%)	6.810	6.942

◇事業債の応募者利回り引下げ

引受証券会社は事業債の発行条件を次のとおり改定し6月債から実施した(6月3日決定)。

事業債(AA格債)の発行条件

		変更後	変更前
12年もの	表面利率(%)	6.8	7.1
	発行価格(円)	98.75	99.75
	応募者利回(%)	6.991	7.138